

資料3

収容・仮放免に関する現状

令和元年11月25日

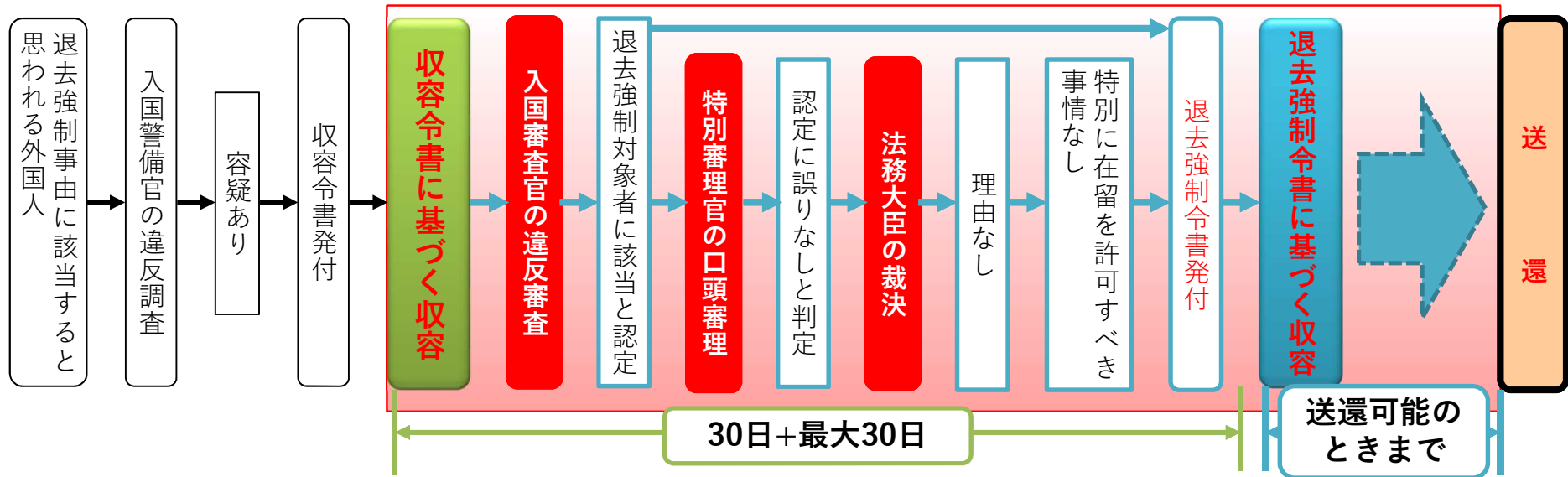
第3回「収容・送還に関する専門部会」

出入国在留管理庁

収容の制度概要

退去強制手続の流れ（送還に至る場合）

※ 赤枠内の手続は原則として入管収容施設に収容して行われる



- 退去強制手続は、**送還の確実な実施**、**本邦における在留活動の禁止の目的から**、**身柄を収容して行うのが原則**
- 入管収容施設は、被收容者が**退去強制令書に従い出国**することで、**すぐさま收容状態が解かれる性質の施設**
⇒ **收容期間の上限の定めなし**

收容令書に基づく收容

入管法第39条第1項

入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。

入管法第41条第1項

收容令書によって收容することができる期間は、**三十日以内**とする。但し、主任審査官は、**やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。**

退去強制令書に基づく收容

入管法第52条第3項本文

入国警備官（中略）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。

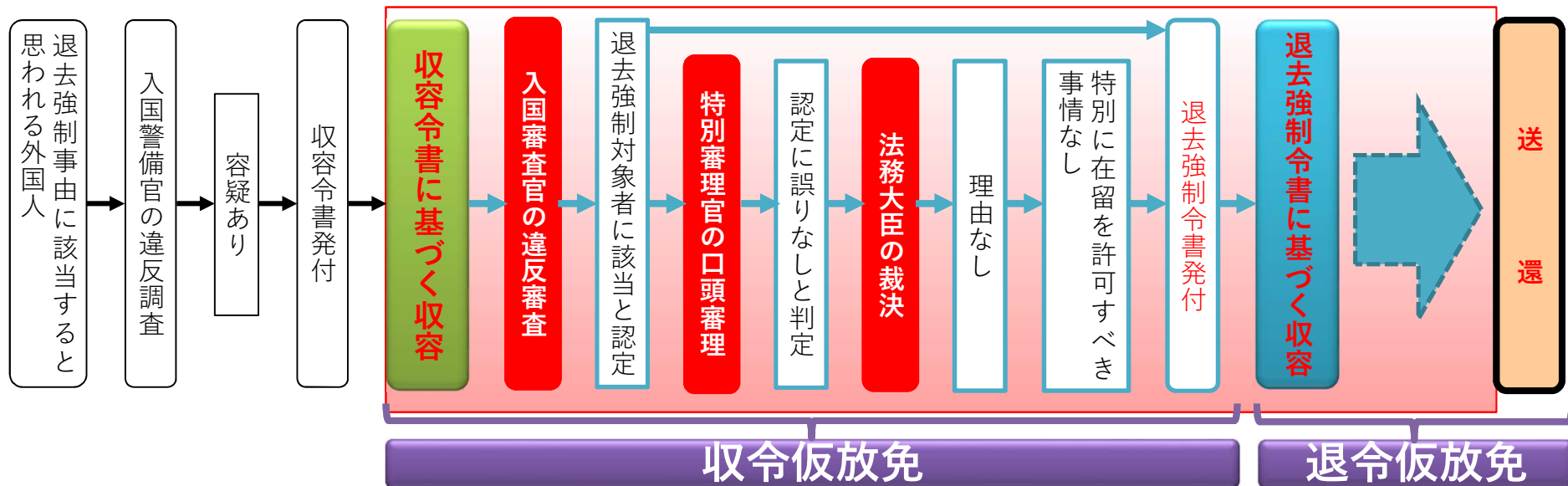
入管法第52条第5項

入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を**直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで**、その者を入国者收容所、收容場（中略）に收容することができる。

仮放免の制度概要

退去強制手続の流れ（送還に至る場合）

※ 赤枠内の手続は原則として入管収容施設に収容して行われる



收容令書又は退去強制令書により收容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に收容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置
⇒ 逃亡、条件違反等の場合は、仮放免の取消しが可能

入管法第54条（仮放免）

- 1 收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人（中略）は、（中略）入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。
- 2 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、（中略）收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

入管法第55条（仮放免の取消）

- 1 入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出に応ぜず、その他仮放免に附された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

仮放免の許否判断に係る考慮事項

仮放免の許否は、仮放免請求等に基づき、個別の事案ごとに被収容者をめぐる諸般の事情を総合的に勘案して判断される。

ただし

許否判断に当たって考慮される事項
(入管法54条2項、仮放免取扱要領9条)

- 被収容者の容疑事実又は退去強制事由
- 仮放免請求の理由及びその証拠
- 被収容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態
- 被収容者の家族状況
- 被収容者の収容期間及び収容中の行状
- 出入国在留管理関係の処分等に関する行政訴訟が係属しているときは、その状況
- 難民認定申請中のときは、その状況
- 出身国・地域の政府又は大使館・領事館等との間の送還手続に係る調整の状況
- 有効な旅券を所持していないときは、その正当な理由の有無
- 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被収容者との関係及び引受け熱意
- 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無
- 日本国の利益又は公安に及ぼす影響
- 人身取引等の被害の有無
- その他特別の事情

仮放免を許可することが適当とは認められない者（①から⑧に該当する者又はそれらに相当する者）は、**収容に耐え難い傷病者でない限り**、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。

特に、①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。

- ① 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者
- ② 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
- ③ 社会生活適応困難者
- ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者
- ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者
- ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者
- ⑦ 退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者
- ⑧ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再収容された者

仮放免の運用

条件及び期間

仮放免を許可するに当たっては、仮放免の許可を受けようとする被収容者の住居を指定し、行動範囲の制限を定め、出頭義務を課し、仮放免の期間を定め、及び必要に応じ就労活動の禁止を含むその他の条件を定める

- 出頭義務：毎月1回又は仮放免の期間満了前の適当な日時を指定し出頭させる
- 退令仮放免の期間：原則として1か月以内、病気治療等のため長期間の仮放免を必要とする場合は3か月以内。ただし、仮放免を継続する必要性がある場合は、仮放免の期間の延長を許可することができる

保証金額の決定

仮放免を許可するときは、逃亡又は仮放免に付す条件に違反するおそれの程度を考慮し、300万円以下の範囲内で、適当な保証金の額を決定

※ 職権による仮放免許可の場合は、保証金納付の免除可

弁護士が身元保証人となる場合等は、保証金の決定に当たってもこれを評価し、出頭確保の観点から必要最小限の額となるよう配慮

仮放免の取消し

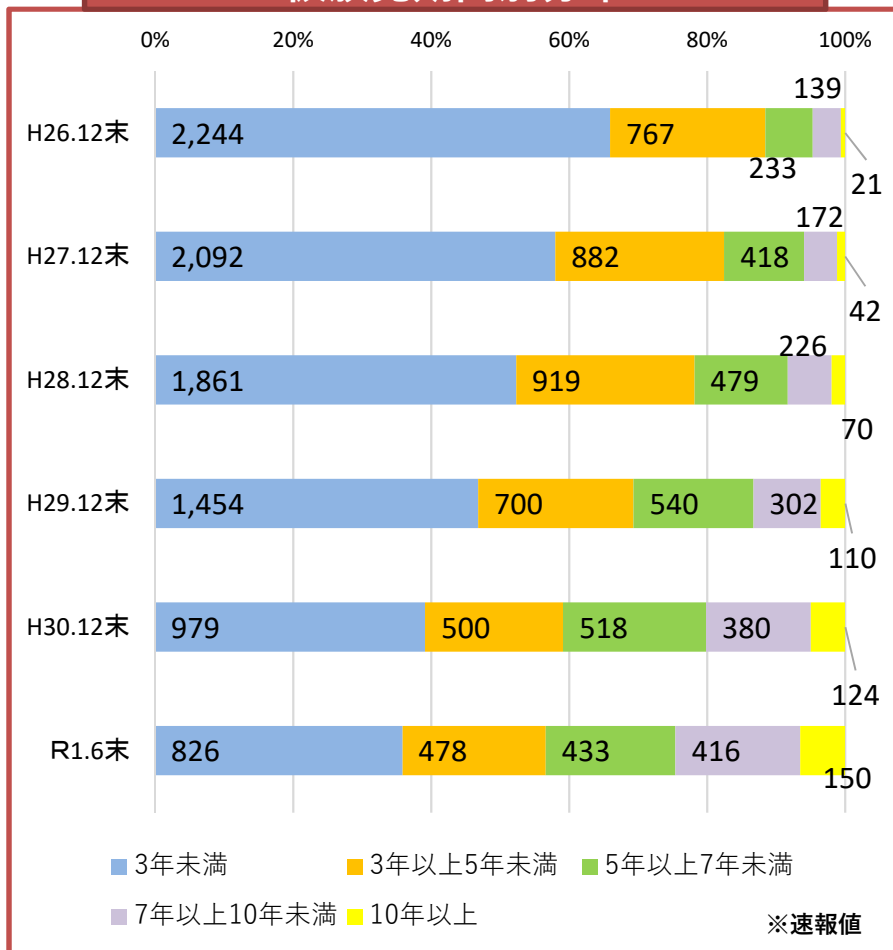
- 逃亡し、又は正当な理由なく呼出しに応じないときは、直ちに仮放免取消し
- その他の条件に違反し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、仮放免の理由、違反の程度その他の情状を勘案し、相当と認めたときは仮放免取消し

(仮放免取消し後の措置)

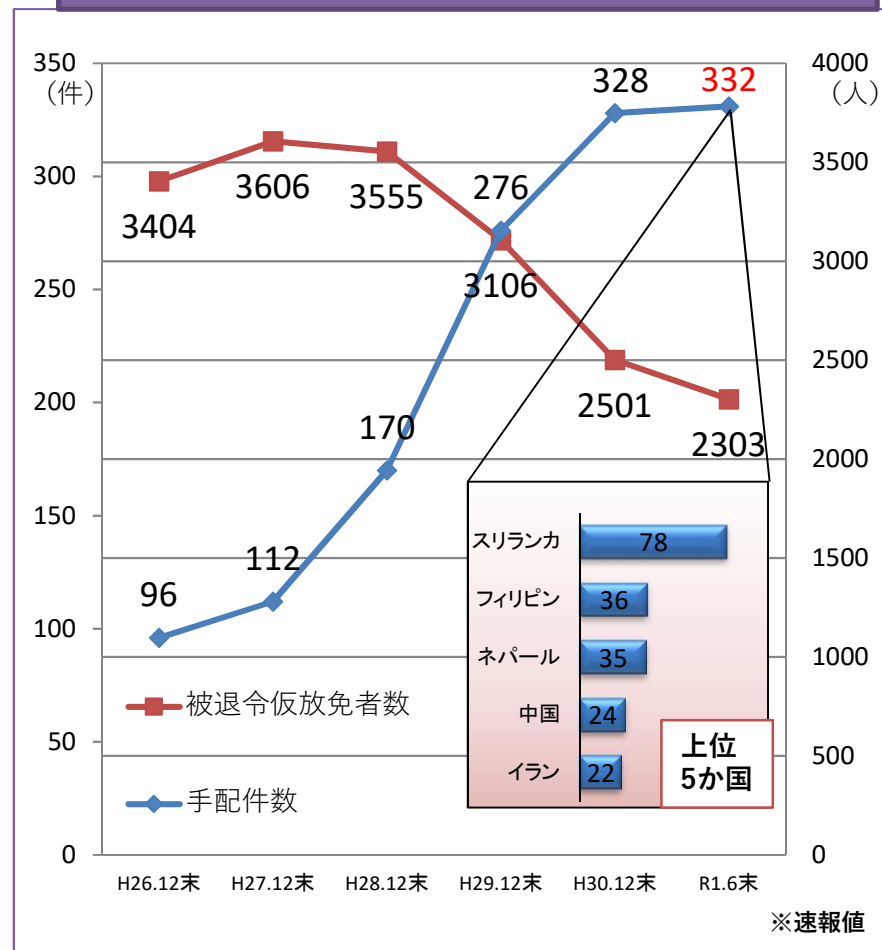
- ✓ 直ちに再収容
- ✓ 保証金の全部又は一部を没取
- ✓ 逃亡による取消しの場合は、手配を実施

仮放免の長期化／仮放免中の逃亡の増加

退令仮放免を許可された者の
仮放免期間別分布



仮放免中の逃亡による手配件数等の推移



在留資格なし・就労禁止の状態では仮放免が継続する者が相当数存在する上、仮放免期間が長期化している

仮放免中に逃亡して所在不明となっている者が増加しており、現在も相当数存在

入管法上の逃亡等罪について

対象者	罰則	罰則の対象となる行為
① 仮上陸の許可を受けた者	○	仮上陸の許可の際に付された条件に違反して、逃亡する行為又は正当な理由なく呼出しに応じない行為(第70条第1項第6号)
② 船舶観光上陸の許可を受けた者	○	指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡する行為(第72条第2号)
③ 一時庇護のための上陸の許可を受けた者	○	一時庇護のための上陸の許可の際に付された条件に違反して逃亡する行為(第72条第3号)
④ 出国命令を受けた者	○	出国命令の際に付された条件に違反して逃亡する行為(第72条第5号)
⑤ 仮滞在の許可を受けた者	○	仮滞在の許可の際に付された条件に違反して、逃亡する行為又は正当な理由なく呼出しに応じない行為(第72条第6号)
⑥ 特別放免された者	○	特別放免の際に付された条件に違反して、逃亡する行為又は正当な理由なく呼出しに応じない行為(第72条第4号)
⑦ 仮放免された者	×	—

※1 ①の法定刑:3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金又は懲役若しくは禁錮及び罰金を併科, ②~⑥の法定刑:1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金又は併科。

※2 ①及び⑦については条件に違反した場合の保証金の没取の規定がある。